

「代理店の設置等に関する基本要領」 中一部改正

○ 5. (1) イ、(イ) a. を横線のとおり改める。

a. 当該金融機関につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率ならびに~~当該金融機関が銀行または農林中央金庫である場合には~~レバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下（イ）において同じ。）を満たすこと。